

(様式第1号)

令和 年 月 日

石川県知事 馳 浩 様

石川県賃貸型応急住宅入居申込書

「災害救助法の適用がある災害時における賃貸型応急住宅実施要綱」を確認し、以下により入居を申し込みます。なお、この申込書に記載の内容について、事実と相違ありません。

【申込者】

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		年 月 日
住 所 (避難前の住所)	〒	
現在の居住地 (避難施設等)	現在の居住地について、下記のいずれか○をしてください。 ・ 避難所 ・ ホテル旅館 ・ 自宅 ・ 親戚、友人宅 ・ その他 ()	
	※避難所名、ホテル旅館名を記載してください。 ※親戚宅等に居住されている場合は、名前と住所等を記載してください。	
電話番号		

※昼間に連絡がつく電話番号を記入してください。

【申込み住宅の概要】

・別添「入居希望物件概要書」のとおりとする。

【入居希望期間】 ※審査の状況等により、希望と異なる期間での決定となる場合があります。

期 間	令和 年 月 日から	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで (入居日から2年以内)
-----	------------	--

【入居予定者】 申込者以外の入居予定者について記入してください。

入居する親族等	氏 名	性別	続柄	生年月日	年齢	備 考 (高齢者、障がい者、要介護等の特記事項など)

【被災状況等の確認】 該当する項目に☑を付けてください。

1 被災した住宅の状況	<input type="checkbox"/> 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない <input type="checkbox"/> 「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であって、住み続けることが困難な程度の傷みや、避難指示の長期化により住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない（※） <input type="checkbox"/> 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと町長に認められた <input type="checkbox"/> 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる者であって、上記（※）に該当する <input type="checkbox"/> その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた
2 資力要件	自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3 個人情報	記載された個人情報を、被災者支援のため、他の行政機関等に提供することの同意 <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
4 その他	1 災害救助法が適用された市町に、令和5年7月12日時点において在住していた。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 2 災害救助法による被災した住宅の応急修理を申請していない。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 3 既に応急仮設住宅の提供を受けていない。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 4 申込者及び入居者が暴力団構成員等ではない。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5 必要書類	<input type="checkbox"/> 石川県賃貸型応急住宅入居申込書（様式第1号） <input type="checkbox"/> 入居希望物件概要書（様式第1号の2） <input type="checkbox"/> 同意書（様式第3号） <input type="checkbox"/> 誓約書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 住民票（入居予定者全員分） <input type="checkbox"/> 罹災証明書 ※ 要綱第6条(1)①②は申込時、③④⑤は事後でも可。 <input type="checkbox"/> 申出書（様式第5号） ※ 住家が全壊、全焼又は流失した方以外。

【注意事項】

- ・「賃貸型応急住宅」とは、民間の賃貸アパートなどを津幡町が借り上げ、提供する住宅です。
- ・家賃は無料ですが、駐車場使用料、光熱水費、自治会費、入居者の故意・過失による損壊に対する修繕費等は入居者負担となります。
- ・賃貸型応急住宅に入居した場合、他の応急仮設住宅に入居はできません。